

13 1)一般社団法人日本リウマチ学会登録ソノグラファー規則

2014年制定

2019年6月一部改定

(目的)

第1条 この制度は、リウマチ性疾患診療に有益な関節超音波検査に関する十分な学識と経験を有する医師及びコメディカルスタッフ（臨床検査技師、診療放射線技師、看護師、准看護師）を登録することにより、わが国におけるリウマチ学の研究、教育、診療の水準を向上発展させることを目的とする。

(総則)

第2条 一般社団法人日本リウマチ学会（以下「学会」という）は、前条の目的を達成するため、日本リウマチ学会登録ソノグラファー（以下「ソノグラファー」という。）の登録を行う。

- 2 学会は、ソノグラファー登録制度を運用するソノグラファー登録委員会を設ける。
- 3 ソノグラファー登録委員会は、ソノグラファーの登録にあたり、優れたソノグラファーを育成する諸制度を検討し、推進する。

(登録)

第3条 ソノグラファーの登録は、ソノグラファー登録委員会が審査し、理事長がソノグラファー登録委員会の答申により登録する。

- 2 ソノグラファーの登録は、別に定める「ソノグラファー研修カリキュラム」（以下「カリキュラム」という）相当の関節リウマチ及び類似疾患の検査に必要な超音波検査に関する知識及び経験を有し、次の各号を満たす者について行う。
 - ① 日本国の医師免許または臨床検査技師、診療放射線技師、看護師、准看護師の免許を有すること。
 - ② 1年以上の関節超音波検査の実務経験を有すること。
 - ③ 50症例以上の関節超音波検査の実務経験を有すること。
 - ④ 医師においては申請時に、連続して3年以上の日本リウマチ学会の会員資格を有すること。

(申請手続き)

第4条 ソノグラファーの登録審査は、毎年1回行う。

- 2 ソノグラファーの登録審査を希望する者は、次号に定める申請書類に審査料を添えて学会に提出するものとする。
 - ① ソノグラファー登録申請書（様式1）
 - ② 履歴書（様式2）
 - ③ 関節リウマチ超音波検査 実績書（様式3）
 - ④ 非専門医及びコメディカルスタッフはリウマチ専門医の推薦書（様式4）
- 3 審査は、書類審査とする。

（登録及び有効期間）

- 第5条 ソノグラファー登録委員会においてソノグラファー登録を承認された者に対して、理事会の議を経て理事長が登録証を交付する。登録証の交付を受ける者は、登録料を納付しなければならない。
- 2 本証の有効期間は3年間とする。ただし、有効期間経過後の再登録についてはソノグラファー規則施行細則をもって定める。

（登録の取消）

- 第6条 ソノグラファーとしてふさわしくない行為があったと認められた場合は、ソノグラファー登録委員会及び理事会の議決を経て理事長がその者の登録を取り消すことができる。